

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年8月31日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

西部処理区二ツ橋雨水幹線緊急下水道再整備工事
下水道管きょ劣化部の補修

2 履行（納品）場所

瀬谷区瀬谷一丁目30番地1地先から27番地2地先まで

3 契約日

令和8年8月3日

4 履行日又は履行期間

令和8年10月30日まで

5 契約金額

7,000,000 円（概算額）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名 称：管清工業株式会社 神奈川営業所
代表者：所長 戸田 裕治
住 所：横浜市旭区川井本町66

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

埼玉県八潮市において令和7年1月28日に発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受け、国土交通省より全国特別重点調査の要請が発令されました。
本市においても、テレビカメラや目視による調査を実施した結果、二ツ橋雨水幹線が優先実施路線 緊急度1と判定されました。

当該幹線は緊急輸送路下に位置しており、破損した際の社会的影響度の観点からも特に緊急度が高いことから、速やかに異常箇所の修繕を行うための当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

事前調査で現場を確認している事業者であり、早急な対応が可能であったため。

9 所管課

下水道河川局管路整備課